

第 308 回労働力需給制度部会 概要

仁平委員

- ・ 今回の措置が新型コロナウイルスによる雇用への影響を踏まえたことであることは承知
- ・ しかし、例外的取扱いは、厳に例外的なものであるべき。同一同一の趣旨は、派遣労働者の処遇改善。施行 2 年目で例外を認めてしまうと、法で求められているものを、簡単に反故にされるというメッセージにもなる。
- ・ 雇用維持・確保が達成されたか事後に検証すべき。
- ・ 例外であるが、ふたを開けてみたら、ほとんどが例外的取扱いを使っていたということがないように、労働局への申請時に内容を確認し、指導監督していくべき。

松原課長

- ・ 原則は通常通りの一般賃金水準。ただ、現下のコロナの状況では、派遣労働者の雇用が痛みやすいことを踏まえ、一定の要件を明確にしたうえで、例外的な取扱いをしていく。
- ・ 例外であるため、厚労省としても逆転はあってはならないと考えている。
- ・ 労働局において、雇用維持・確保の対応策、根拠書類、対象労働者数を令和 3 年度と令和 4 年度に提出を求める。労働局において、可能な限りチェックをしていく。
- ・ 一般論として、労働局の指導は様々な機会を捉えて実施。例外的取扱いの要件についても、ひどい扱いをしているようであれば、指導監督をしていきたい。

中西委員

(事前ペーパーのとおり)

松原課長

- ・ 例外的取扱いは、しっかり周知・啓発することは当然。
- ・ 事業活動に影響を受けている職種・地域に限定的に取り扱うもの。事業所の状況を踏まえて、労使協定をどうしていくかという議論の土台を示すもの。この旨も含め周知していきたい。

木住野委員

- ・ 一般賃金水準に用いる各指数等は振れ幅が大きいものであり、丁寧な追跡が必要。部会場で、毎年数値の更新の報告があるのか。

松原課長

- ・ 原則6～7月に何を示すのかを、部会に報告したい。

佐久間委員

- ・ 賃構の集計方法の変更（過去3年サンプル）はこれからも維持されるのか

松原課長

- ・ 今後も引き続き過去3年サンプルで集計を行う。

松浦委員

- ・ 一般賃金水準の示し方について、「これまでで最も高い賃金の額」を掲載するとあるが、①「これまで」とはいつか。②参考値として示されるのは、過去3年サンプルで推計した値か。

松原課長

- ① 施行後、昨年度の数値から。
- ② 過去3年サンプルの推計値を示していく。